

第8章 計画の進行管理

8-1 PDCA サイクルの実施

本計画を着実に推進するために、次の図に示す PDCA サイクルを基本として「8-2 計画の推進体制」の下で進行管理を行います。

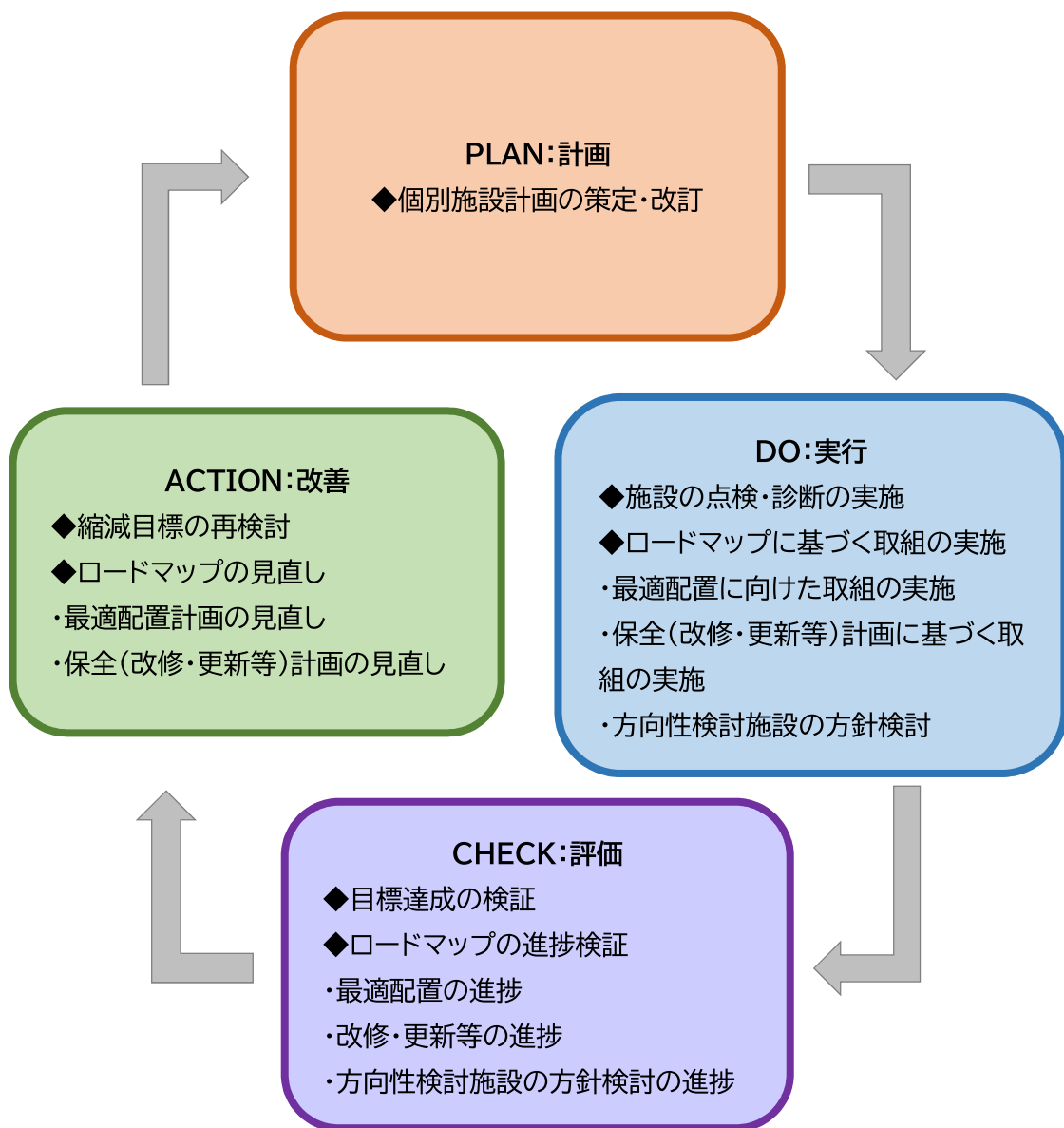


図 8-1 本計画の PDCA サイクル

8-2 計画の推進体制

PDCA サイクルに基づく進行管理を推進するための体制は、次の図に示すとおりです。

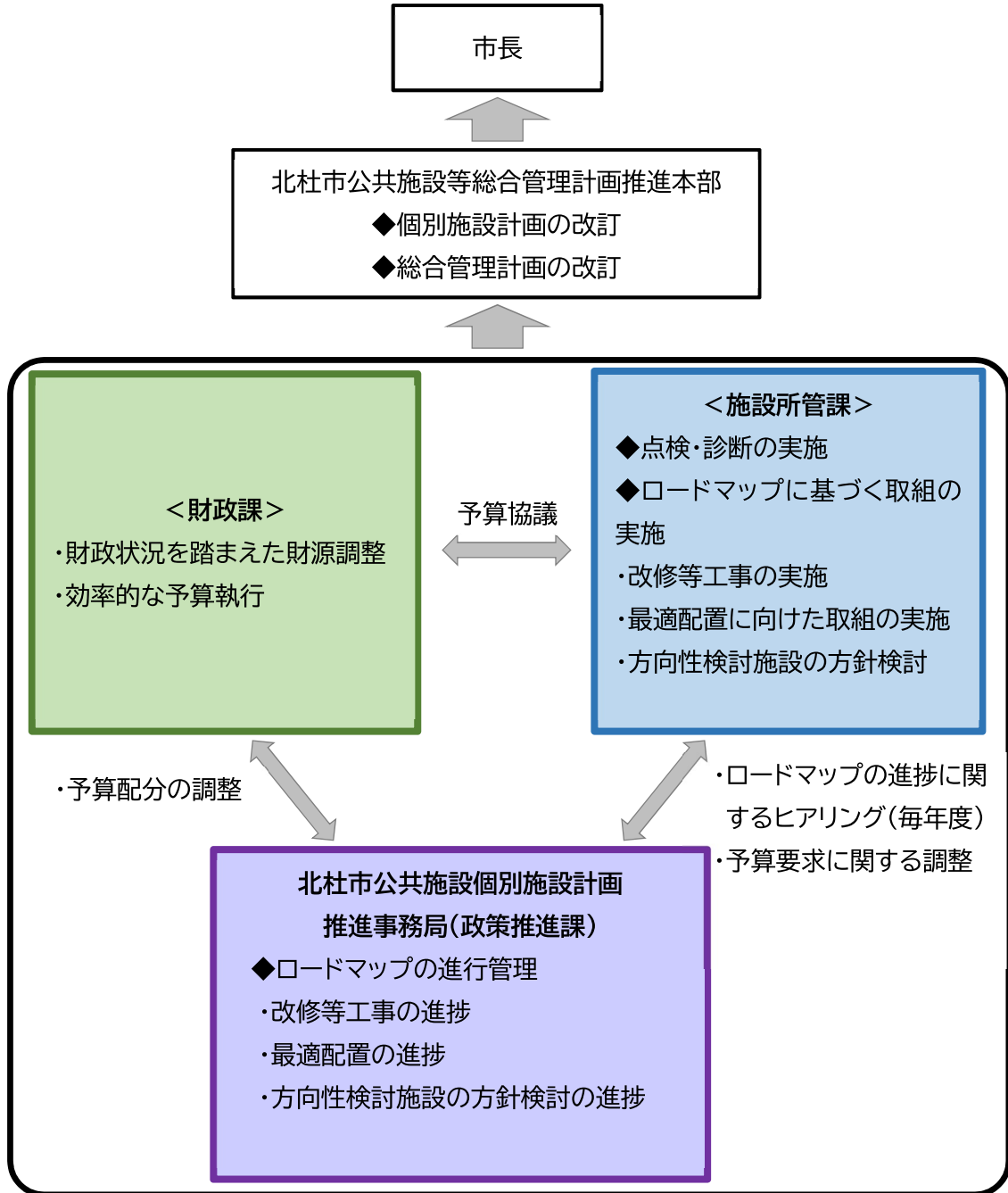


図 8-2 本計画の推進体制

施設所管課は、施設の点検・診断を本市独自の自主点検マニュアルである「劣化状況調査マニュアル（現地調査編・劣化度評価編）」を活用し、日常的・定期的に点検を実施して劣

化状況を把握し、必要に応じて事後保全対策を行います。また、ロードマップに基づき、地域住民等の意見を踏まえる中で、最適配置の推進を図っていきます。施設の改修等については、保全ロードマップに基づき、財政課と予算協議を行い改修等の工事を実施します。方向性検討施設については、最適配置の検討を進め、本計画の推進事務局と調整を図ります。本計画の推進事務局は、施設所管課に対し、毎年度ロードマップの進捗に関するヒアリングを行います。また、施設全体を把握した上で予算要求に関する調整を行うとともに、財政課と予算配分の調整を図ります。

以上の結果を踏まえる中で、期末にロードマップの進捗状況を検証し、次期ロードマップの内容を見直し、北杜市公共施設等総合管理計画推進本部及び北杜市公共施設等総合管理計画等検討委員会に諮った上で、本計画を改訂します。

8-3 計画の進行管理の進め方

本計画の実効性を確保し、効率的かつ効果的に最適配置に向けた取組や改修等の事業を実施するため、次の表のとおり、計画の進行管理を図ります。

表 8-1 計画の進行管理の進め方

①ロードマップの進捗状況確認	ロードマップの進捗状況の確認ヒアリング（推進事務局⇔施設所管課）
②施設総量面における計画の進捗評価	前年度の施設総量の確定後に、計画の進捗状況を評価
③施設の点検・診断 施設データベースの更新	施設所管課において実施し、推進事務局が実施状況を確認
④施設の計画的な改修等の実施 施設の計画的な譲渡等の実施	改修等は財政課と協議を行う中で、施設所管課が計画的に実施 施設所管課が主体となり、他用途への転用、民間等への円滑な譲渡等 に向けた協議・調整

改修等の工事の実施にあたっては、保全ロードマップの進捗状況と毎年度の予算額を精査する中で、関連する部位の工事を併せて実施するなど合理的な工事手法を検討します。

8-4 方向性検討施設の方針決定の推進

方向性検討施設は、現時点で最適配置の方針が具体的に定まっておらず、計画期間前半において具体的な検討に着手する公共施設のことを指します。これらについては、可能な限り早期に具体的な方針を定め、計画の推進を図る必要があります。

そこで、方向性検討施設に位置付けた施設については、毎年度実施する推進事務局とのヒアリングにおいて、検討状況や課題を明確にする中で方針を決定します。